

令和3年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年5月11日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
7番	大南栄三君	8番	熊谷勘信君
9番	島津秀樹君	10番	辻岡正和君
11番	坂本豊君	12番	今井富雄君
13番	北原武道君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 書記 石倉美穂

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	
教育長		会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松 正 広	政策推進課長	岡本 隆 司
観光未来 創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮 登志次
環境安全課長	木下 忠 幸	福祉課長	佐野 明 子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永 浩 志
農林水産課長	岸本 晃 浩	パレオ文化課長	中村 和 幸
歴史文化課長	藤本 齐	教育委員会 事務局長	三宅 宗 左

5. 議事日程

第1号

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 議長の選挙について

第1号の追加1

- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第 3 会期の決定について
- 追加日程第 4 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 発議第1号 広報特別委員会の設置について
- 追加日程第 6 発議第2号 原子力発電安全対策特別委員会の設置について
- 追加日程第 7 発議第3号 議会改革特別委員会の設置について
- 追加日程第 8 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第10 広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第11 原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について
- 追加日程第12 議会改革特別委員会委員の選任について
- 追加日程第13 公立小浜病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第14 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第15 若狭消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第16 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第17 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第18 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第19 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第20 総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第21 教育厚生常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第22 予算決算常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第23 議会運営委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第24 広報特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第25 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第26 議会改革特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第27 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（令和2年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業 熊川トレイル城跡拠点整備工事））
- 追加日程第28 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）

- 追加日程第 2 9 議案第 4 4 号 若狭町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 追加日程第 3 0 議案第 4 5 号 物品の取得について（令和 2 年度（繰越）若狭町給水車（車両一体型）購入事業）
- 追加日程第 3 1 同意第 1 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 2 同意第 2 号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 3 同意第 3 号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第 3 4 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前 9時13分 開会)

○事務局長（深水滋君）

皆さん、おはようございます。議会事務局長の深水滋でございます。ただ今から開会されます臨時会は、一般選挙後、最初の議会であります。初議会では、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただ今、ご出席の議員さんの中で、大南栄三議員が、年長議員でありますので、大南議員にお願い致します。大南議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（大南栄三君）

ただ今、指名を受けました大南でございます。

本日の臨時会の開会にあたりまして、事務局から説明がありましたように、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

もとより、議長が選出されるまでの間でございますが、議員各位の御協力により、無事、任務が果たせますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は、14名です。

定足数に達しましたので、ただいまから令和3年第2回若狭町議会臨時会を開会します。日程に先立ち、議会事務局長から諸般の報告をします。

○事務局長（深水滋君）

報告いたします。

地方自治法第121条の規定により議案説明者として、渡辺町長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか、各担当課長の出席を求めました。以上でございます。

○臨時議長（大南栄三君）

ここで、町長から、臨時会招集についての挨拶を受けます。

○町長（渡辺英朗君）

皆様おはようございます。本日、令和3年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には、お忙しいところ、全員の御出席を賜り厚くお礼申し上げます。まず4月11日に執行されました、若狭町議会議員選挙におきまして、議員の皆様におかれましては、御当選されましたこと心からお祝い申し上げます。

今後の町の更なる発展のために、御尽力賜りますよう切にお願い申し上げます。

また私につきましては、若狭町長選挙におきまして、第3代の若狭町長として、就任させていただくこととなりました。1万4千町民の皆様の生命と暮らしを預かる、その職務の重大さと、責任の重さに身の引き締まる思いであります。

私はこれまで7年間にわたり、町議会議員という立場で、若狭町の未来を創るために邁進してまいりました。これからは、若狭町の行政運営の最高責任者として、町議会議員時代に得た様々な知見をはじめ、これまでお聞きした町民の皆様の声などをしっかりと踏まえながら、これまでの町政で継続すべき部分は、しっかりと引き継ぎながら、また一方では、若さを活かした新しい発想と行動力をもって、本町の更なる発展を目指し、取り組んでまいりたいと考えております。その使命と責任を果たすべく、全身全霊を尽くし、誠心誠意をもって、謙虚に努力してまいり所存でございますので、どうか皆様の更なる御厚情、御指導、御鞭撻、そして、御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

現在、私たちを取り巻く環境は、第4波とも言われる新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大に歯止めがかからず、収束も見通せない状況下にあります。町内の65歳以上の高齢者の方につきましては、21日からコロナワクチン接種が開始されます。ワクチンによる効果に期待しつつ、まずは、一日でも早く、安心できる生活を取り戻せるよう徹底した感染拡大防止と地域経済の活性化を最優先課題として、スピード感を持って対応していきたいと考えております。

さて、本日、提案いたします案件は、工事請負変更契約、若狭町税条例等の一部改正、あわせて2件を専決させていただきました件、条例の一部改正が1件、物品の取得が1件、若狭町教育委員会委員の任命の同意、若狭町監査委員の選任の同意についてお願いしております。議員の皆様には、十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますよう、お願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（大南栄三君）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
これより、日程に入ります。

～日程第1 仮議席の指定について～

○臨時議長（大南栄三君）

日程第1「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただ今、御着席の議席といたします。

～日程第2 議長の選挙について～

○臨時議長（大南栄三君）

日程第2「議長の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○臨時議長 (大南栄三君)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○臨時議長 (大南栄三君)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

議長に今井富雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました今井富雄君を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○臨時議長 (大南栄三君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました今井富雄君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました今井富雄君が、議場におられます。本席から、会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。当選人は受諾の挨拶をお願いします。

今井富雄君

○議長 (今井富雄君)

おはようございます。お許しをもらいまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、身に余ります職を指名推薦いただきましたことに高いところではございますが、議員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。さて、今年は先の町長選挙におきまして、渡辺新町長が誕生し、この5月1日より新しい町長の下、町政が改めてスタートいたしました。私はこのスタートにより我が町に新しい風が吹くものと確信しております。しかしこの風がそよ風として町民の方々に感じていただくまでには、時間がかかるものと思います。その時間を短縮させるために必要な要素の一つは、議会が果たす機能、つまり議会の働きであります。行政に対する議会の働きとは是々非々の態度を時には対峙し、牽制均衡を保ちながら車の両輪の如く前へ進むことで結果とし

て住民福祉の向上、そして町の発展につながっていくものと、私は常々考えております。大変難しいことではありますが、私はこのためのかじ取り役として議長の職を果たしていく所存でございます。

一方、議会の中にあっては、議員のなり手不足、また住民の代表機関としての活動の在り方などを考えた時、もう一度自らを見つめなおす、つまり積極的な議会改革に取り組む必要性を痛感しております。

以上二つの思いを基に努めてまいりたいと考えておりますので、今後の議会運営におきまして議員の皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、議長承諾の挨拶とさせていただきます。何卒よろしく申し上げます。

○臨時議長（大南栄三君）

以上で議長の選挙を終了します。ここで、暫時休憩します。

（午前 9時25分 休憩）

（午前 9時27分 再開）

～追加日程第1 議席の指定について～

○議長（今井富雄君）

それでは、早速ですが議長の職を執らせていただきます。

お諮りします。

これより議事は、お手元に配布した、追加議事日程として進めたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、これよりの議事は、日程第1号の追加1により進めることに決定しました。

お諮りします。

追加日程の第1として「議席の指定」を議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、これより「議席の指定」を議題といたします。議席は、会議規則第4条

第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

お諮りします。

ただいま申し上げましたとおり議席の指定をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議席はただ今指定したとおりとします。

～追加日程第2 会議録署名議員の指名について～

○議長(今井富雄君)

次に、追加日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、谷川暢一君、2番、川島富士夫君を指名します。

～追加日程第3 会期の決定について～

○議長(今井富雄君)

追加日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

～追加日程第4 副議長の選挙について～

○議長(今井富雄君)

追加日程第4「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

副議長に、坂本豊君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました坂本豊君を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました坂本豊君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました坂本豊君が、議場におられます。

本席から、会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をします。

当選人は受諾の挨拶をお願いします。

坂本豊君

○副議長（坂本豊君）

おはようございます。ただいま、議長より指名推薦をいただきました坂本でございます。副議長という職は2回目でございますけれども、初心に戻り皆さんの御協力を心からお願いを申し上げる次第でございます。

若狭町では、渡辺新町長が誕生いたしました。また、議会においては7名の新人議員が誕生しまして、現職と新人半々となりました。新型コロナウイルス感染症によって昨年議会においてほとんど活動ができないという状況でございます。また、行政においても色々な行事が中止なったり、延期になったりと非常に厳しい活動内容になっているわけですが、そういった中で、新たに渡辺町長がどういった指揮をとられるのか、議会としても全面的に協力していく所存でございます。特に若狭町は厳しい財政状況ですが、何事にもハード面が非常に多かったと思います。今、新型コロナウイルス感染症の中、色々な事業ができない中で、置き去りにされてきたソフト面、これがこれから重要になると私は思っております。特に若狭町の人口が極端に減少しております。少子高齢化で、子どもの数が減っている。子供の数が少ないという事は、若い世代が少ないということでもあります。私は、常日頃から自分たちの事ではなく、次の世代のために、

何を守るべきか、何をしたらいいのかを思いながら活動をさせていただいております。やはり、厳しいコロナ禍の時代であります。行政と議会が若狭町のために一生懸命に努力をする必要があると思います。また、反面、議会として協力する部分はする、しかしあかんことはあかんと言える議会を作っていく必要があると思っております。その一つは、議会の威厳を作ることです。どうかそういった意味において、議員の皆さんも一つ一つ、真摯に受け止めて、これからの色々な事業や活動に対して真剣に考えていただきたいと思っております。

最後になりましたが、渡辺町長の船出は、非常にコロナ禍の中で厳しくなるうかと思っておりますが、我々議会としても全面的に協力しながら、若狭町が少しでも良くなるように努力をしていく所存でございます。私の思いを述べ副議長としての挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

～追加日程第5 発議第1号～

○議長（今井富雄君）

以上で副議長の選挙を終了します。

追加日程第5、発議第1号「広報特別委員会の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。8番、熊谷勘信君。

○8番（熊谷勘信君）

発議第1号 広報特別委員会設置について、提案理由の説明を申し上げます。

若狭町議会において町政の現状・動向・議会の活動状況等を広く町民に周知し開かれた議会を追求するとともに、町政に対する理解と協力を得る方策として、議会広報紙発行に係る調査編集を実施するため、地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、広報特別委員会を設置するものであります。

よろしく御審議の上、何とぞ決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

発議第1号「広報特別委員会の設置について」本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。

したがって 発議第1号は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第6 発議第2号～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第6、発議第2号「原子力発電安全対策特別委員会の設置について」を議題とします。提出者の説明を求めます。14番、松本 孝雄君

○14番（松本孝雄君）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

発議第2号、原子力発電安全対策特別委員会設置について、提案理由の説明を申し上げます。

若狭地域は全国でも原子力発電所が集中した地域であり、当町は隣接の町となっています。

現在の原子力発電を取り巻く状況は、福島第一原子力発電所の事故により、国の安全規制体制の在り方が抜本的に見直され、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直すべく、原子力規制委員会が設置され、電力事業者への安全対策の指示等が行われています。

そのような原子力発電の現状の中で、運転開始から40年を経過する原子炉の再稼働に向けての進展もあり、当議会では、原子力発電に関する諸施策について調査研究を行うとともに、専門家の話を聞くなどして原子力に関する知識を高め、事業者及び国に対して町民が原発に対し感じている不安や疑問などに対する明快な説明と実効性のある安全対策及び地域産業振興の確保を求めていかなければなりません。

つきましては地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、原子力発電安全対策特別委員会を設置するものであります。

よろしく御審議の上、何とぞ、決議賜りますようお願い申し上げます、提案理由

の説明といたします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います、討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

発議第2号「原子力発電安全対策特別委員会の設置について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。

したがって 発議第2号は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第7 発議第3号～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第7 発議第3号「議会改革特別委員会の設置について」を議題とします。提出者の説明を求めます。9番、島津 秀樹君

○9番（島津秀樹君）

発議第3号 議会改革特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、各町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化しております。本町議会としても住民の代表機関として適切な役割を果たすため、今後も議会活動の充実、資質の向上のために必要な事項を検討し、町民から信頼される議会として、改善を図らなければならないと考えます。

つきましては、議会運営、委員会活動、議会の情報公開、条例、規則及び運営方法などを調査研究し、議会の改革を図るため、地方自治法第110条及び若狭町議会委員会条例第6条の規定に基づき、議会改革特別委員会を設置するものであります。

よろしく御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

発議第3号「議会改革特別委員会の設置について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。

したがって 発議第3号は、原案のとおり可決されました。

～追加日程第8 常任委員会委員の選任について から

追加日程第12 議会改革特別委員会委員の選任について～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第8「常任委員会委員の選任について」から、追加日程第12「議会改革特別委員会委員の選任について」までの5件を一括議題にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認め、5議案を一括議題とします。

お諮りします。

常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第8から追加日程第12の各委員の選任については、議長において指名することに決定しました。ここで、暫時休憩します。

(午前 9時46分 休憩)

(午前 9時47分 再開)

○議長(今井富雄君)

再会します。

追加日程第8から追加日程第12の各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の各委員については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長から、ただ今配布いたしました各委員名簿のとおり指名します。

～追加日程第13 公立小浜病院組合議会議員の選挙について～

○議長(今井富雄君)

次に、追加日程第13、「公立小浜病院組合議会議員の選挙について」を議題とします。公立小浜病院組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から、5名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

公立小浜病院組合議会議員に、西村 毅君、倉谷 明君、藤田正美君、北原武道君、松本孝雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました諸君を、公立小浜病院組合議会議員の当選人と定めること

に御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、西村 毅君、倉谷 明君、藤田正美君、北原 武道君、松本孝雄君が、公立小浜病院組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、公立小浜病院組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第14 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～

○議長(今井富雄君)

次に、追加日程第14、「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。敦賀美方消防組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から、3名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員に、増井文雄君、大南栄三君、熊谷勘信君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました諸君を、敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、増井文雄君、大南栄三君、熊谷勘信君が、敦賀美方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第15 若狭消防組合議会議員の選挙について～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第15、「若狭消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。若狭消防組合議会議員は、同組合規約により若狭町議会議員の中から、2名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭消防組合議会議員に谷川暢一君、辻岡正和君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました諸君を、若狭消防組合議会議員の、当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、谷川暢一君、辻岡正和君が、若狭消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、若狭消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第16 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第16、「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題とします。美浜・三方環境衛生組合議会議員は同組合規約により若狭町議会議員の中から、5名選出することになっております。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員に、川島富士夫君、増井文雄君、大南栄三君、松本孝雄君、私、今井富雄を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました諸君を、美浜・三方環境衛生組合議会議員の、当選人と定めることに、御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、川島富士夫君、増井文雄君、大南栄三君、松本孝雄君、今井富雄が、美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第17 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第17、「嶺南広域行政組合議会議員の選挙について」を議題としま

す。嶺南広域行政組合議会議員は、同組規約により、若狭町議会議員の中から3名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

嶺南広域行政組合議会議員に、坂本豊君、北原武道君、私、今井富雄を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名しました諸君を、嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、坂本豊君、北原武道君、今井富雄が、嶺南広域行政組合議会議員に、当選しました。

ただいま執行の、嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第18 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について～

○議長(今井富雄君)

次に、追加日程第18、「若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について」を議題とします。若狭広域行政事務組合議会議員は、同組規約により、若狭町議会議員の中から3名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。若狭広域行政事務組合議会議員に、倉谷明君、藤田正美君、島津秀樹君を指名します。

お諮りします。ただいま、指名しました諸君を、若狭広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま、指名しました、倉谷明君、藤田正美君、島津秀樹君が、若狭広域行政事務組合議会議員に、当選しました。

ただいま執行の、若狭広域行政事務組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第19 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について～

○議長(今井富雄君)

次に、追加日程第19、「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、同広域連合規約により若狭町議会議員の中から、1名選出することになっております。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、慣例により議長が同広域連合議会議員
になっていますので、私、今井富雄を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました私、今井富雄を福井県後期高齢者医療広域連合議会
議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、今井富雄が福井県後期高齢者医療広域連
合議会議員に当選しました。ただいま執行の、福井県後期高齢者医療広域連合議会
議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告
知をします。

ここで、暫時休憩とします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時10分 再開)

○議長(今井富雄君)

再開します。

先ほど選任しました、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会のそれぞれ
の正副委員長については、各委員会から決定報告がありましたので、報告します。

総務産業建設常任委員会委員長に熊谷勘信委員、同じく副委員長に藤田正美委員、
教育厚生常任委員会委員長に辻岡正和委員、同じく副委員長に増井文雄委員、予算決
算常任委員会委員長に坂本豊委員、同じく副委員長に熊谷勘信委員、議会運営委員会
委員長に松本孝雄委員、同じく副委員長に島津秀樹委員、広報特別委員会委員長に熊
谷勘信委員、同じく副委員長に辻岡正和委員、原子力発電安全対策特別委員会委員長
に松本孝雄委員、同じく副委員長に北原武道委員、議会改革特別委員会委員長に島津

秀樹委員、同じく副委員長に増井文雄委員。

以上のとおり、決定しましたので報告します。

～追加日程第20 総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査についてから
追加日程第26、「議会改革特別委員会閉会中の所管事務調査について～

○議長（今井富雄君）

追加日程第20、「総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について」から追加日程第26、「議会改革特別委員会閉会中の所管事務調査について」までの7件を一括議題にしたいと思います。これに、御異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認め、7議案を一括議題とします。

各委員会の委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規程によってお手元に配布しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに決定しました。

～追加日程第27 報告第1号～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第27、報告第1号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について）（令和2年度若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業 熊川トレイル城跡拠点整備工事）」を議題とします。報告を求めます。渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

ただいま、上程されました報告第1号「専決処分の報告について」ですが、本件につきましては、先の議会でお認めいただきました「若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業熊川トレイル城跡拠点整備工事」の工事請負契約につきまして、契約金額の変更が生じましたが、変更内容が議会の権限中、町長の専決事項に指定された範囲でありますので、3月12日付けをもって専決処分させていただきましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告申し上げるものであります。

○議長（今井富雄君）

報告が終わりました。

～追加日程第28 承認第2号～

○議長（今井富雄君）

次に追加日程第28、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号「若狭町税条例等の一部改正について」であります。これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されました。これに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

以上 地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」 本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～追加日程第29 議案第44号～

○議長（今井富雄君）

次に追加日程第29、議案第44号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第44号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、若狭町の厳しい財政状況を踏まえ、平成30年度より取り組んでおります、若狭町行財政改革プランを引き続き実行すると共に、その先頭に立って財源の確保と財政の健全化に努め、町民の福祉向上と地域の活性化に不断の努力で取り組む事をお示しするとともに、現在新型コロナウイルス感染症による地域経済情勢が極めて厳しい状況を鑑み、政治判断として町長の給料の額を令和3年6月1日から令和7年4月30日までの期間100分の20に相当する額を減額する措置をとらせていただきました。このためには、条例の改正が必要になりますので、この案を提出するものであります。

以上 十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

議案第44号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一

部改正について」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～追加日程第30 議案第45号～

○議長（今井富雄君）

次に追加日程第30、議案第45号「物品の取得について（令和2年度（繰越）若狭町給水車（車両一体型）購入事業）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長

○町長（渡辺英朗君）

それでは、議案第45号「物品の取得について」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。本案は、町上下水道ビジョンの基本理念である「安全で安心な上下水道に向けて」に基づき、危機管理体制のさらなる充実と各種災害等による断水に緊急的に対応していくため、飲料水の給水用専用車両を取得するもので、去る4月26日に、指名競争入札を実施しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上 御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

「（質疑なし）の声あり」

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。これより、討論を行ないます。討論はありますか。

「（討論なし）の声あり」

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行ないます。

議案第45号「物品の取得について（令和2年度（繰越）若狭町給水車（車両一体

型) 購入事業)」本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～追加日程第31 同意第1号から追加日程第32 同意第2号～

○議長（今井富雄君）

次に追加日程第31、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」及び、追加日程第32、同意第2号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、同意第1号から同意第2号までの2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、現在、本町の教育委員会委員は、教育長及び4名の委員により構成されておりますが、そのうち、田中正志氏は、本年5月13日をもってその任期が満了いたします。そこで、田中委員の後任の教育委員会委員として岡勝之氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

岡氏は、大学を御卒業後、平成12年5月より、有限会社 岡三屋の代表取締役役に就任され、長年にわたり、地域観光の発展に御活躍されておられます。その間、福井県PTA連合会副会長、三方小学校PTA会長、若狭観光ビジョン策定委員長、わかさ東商工会青年部部長など多岐にわたり、全体の奉仕者として、地域住民の教育、商業、観光振興のため、職務遂行に専念し、地域との密接な関わりを持ちながら、まちづくりの推進にも尽力されています。

なお、岡氏の委員の任期は、4年であり、令和3年5月14日から令和7年5月13日までとなります。社会を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われている今、岡氏は、高潔な人柄で、地域の信望も厚く、学校教育のみならず、社会教育の分野でも高尚な識見を十分備えられており、本町の教育委員会委員として適任者と存じますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第2号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、若狭町監査委員が、本年4月30日をもって欠員となっているため、若狭町監査委員のうち識見を有する者として、河原武教氏を選任させていただきたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。

河原氏は、長年にわたり若狭農業協同組合に勤務され、農業の発展に御尽力をいただきました。また、河原氏は、人格は高潔であり、農協では、企画人事部長や管理部長の職に就き、農協の経営にも携わってこられ、経営面における卓越した知識もお持ちであります。現在も、福井県農業協同組合の常勤監事に就任されており、さらに、農協での職務以外でも、地域のリーダーとして数多くの経験も有しておられ、幅広く、そしてバランス感覚に優れた知識を備えており、若狭町監査委員として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして、御同意の程よろしくお願い申し上げます。

以上、2件につきまして、説明申し上げましたが、御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま、提案のありました2議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、ただちに採決を行ないます。

同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

～追加日程第33 同意第3号～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第33、同意第3号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の除斥の規定により島津秀樹君の退場を求めます。

【9番 島津秀樹君退場】

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、同意第3号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、若狭町監査委員のうち、議会選任の監査委員が、本年4月30日をもって欠員となっているため、島津秀樹氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

本案は、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し採決を行います。

同意第3号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」本案について原案のとおり同意することに賛成の諸君は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

島津秀樹君の入場を許可します。

【9番 島津秀樹君入場】

○議長（今井富雄君）

島津秀樹君には、同意されましたのでお伝えいたします。

～追加日程第34 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長（今井富雄君）

次に、追加日程第34「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。お

諮りします。

本件については、お手元に配布したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思いを。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

「（異議なし）の声あり」

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配布のとおり、報告し、また、派遣することに決定しました。

○議長（今井富雄君）

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって、令和3年第2回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

本臨時会の御審議によりまして、若狭町議会の議長という重責を担うこととなりました。もとより、そのような器ではありませんが、若狭町議会議長として、住民福祉の向上、そして町の発展のために誠心誠意全力で務めさせていただきたいと気持ちを新たにいたしております。

議員の皆様はもとより、理事者各位におかれましても、更なる御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会の組織につきましても新たな構成も決定しました。それぞれの立場で若狭町の更なる発展のために御尽力いただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

町長より閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し、適切なる御決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、本議会で議会の構成が新しくなりました。議長に今井富雄議員が、副議長に坂本豊議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。

また、議会の組織につきましても、新たな組織に構成をされました。議員の皆様におかれましては、更なる御活躍を心からお祈り申し上げます。

今後、町行政に対しましても、若狭町発展のため、なお一層の御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、私にとって、令和3年度、初めての行政運営が始まりました。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続いており、稀にみる苦難の時を迎えておりますが、こんな時こそ、思いをひとつにしてまちづくりを推進することが必要であると考えております。私のスローガンでもある『町民と協働』若者から高齢者の方々の世代間の協働、地域間の協働、官と民との協働、これらを大切に、また、推進しながら、町民の命と生活を“守る”このことを最優先にこれからの人口減少にも立ち向かい、職員や町民の皆様と心をひとつにして、様々な課題を乗り越えていきたいと考えております。

最後になりますが、今後も、財政状況を見据えながら、さらなる若狭町発展のための施策も検討していきたいと考えておりますので、なお一層の御理解、御指導をお願い申し上げたいと思います。議員各位におかれましては、特に健康に十分御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍していただきますよう御祈念申し上げ、閉会にあたりましての、お礼の御挨拶とさせていただきます。

(午前10時35分 閉会)